

札幌社保協 FAXニュース

2014年 8月28日(木)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
9月25日(木)です

「医療費が払えない」時に使える制度に 札幌市国保一部負担金減免について話し合い

8/19札幌社保協・道生連は2013年12月改定の「国保一部負担金減免・猶予の要綱」について、事前に出していた質問主意書に基づいた話し合いをしました。市側から保健医療部の国保健康推進担当課長・係長など3人、札幌社保協・民商・道生連から20人余が参加しました。

論点のやりとり ●は市の回答と考えの要約

〈質問〉収入の生活基準額に生活保護基準の冬季加算・児童養育加算等はあるが、母子加算をなぜ入れていないのか。

●結局は国保課の検討でそう決まったというだけで、根拠が不明確なため、議論の経過と結論に至った理由を知らせてもらうことにしました。

〈質問〉減額の計算に医療費支払いの自己負担限度額を入れていない、限度額と同等額で認めないのはなぜか。

●自己負担限度額をとりあえず払えるなら、それでいいではないか、という考え方であることが分かりました。

〈質問〉資産の算定で、預貯金を生活保護基準の3ヵ月分までは免除等の配慮がないのはなぜか。

●保険料を使っての減免なので、公平性のためにはある資産を活用してもらう、という考え方。

※【問題点】自己負担限度額が払えれば減免しなくてもよいという考えや、預貯金をまず使いきってダメなら減免申請を、という考えでは、医療費を払うことによって生活保護基準以下になる、預貯金を使い切ってしまうのも同様で、生活の再建ができない。次善の策にならず、生活保護制度を利用するしかなくなると指摘しました。

〈質問〉収入の減少が発生してから6ヵ月間しか減免期間を認めないのはなぜか。

●この制度は収入減少等による一時的な減免を対象にしており、6ヵ月以上は恒常的な低収入とみなしている。

※【問題点】恒常的な低所得層を対象にしないのもそもそも変えるべきではあるが、6ヵ月程度で恒常的低所得者とみなせば、失業後7ヵ月目に医療費支払いが困難でも制度活用ができない。せめて前年から見て20%以上収入が減少している場合は、1年間程度は対象に見てもよいのではないかと要望。しかも失業などの事由発生から6ヵ月間を対象であり、医療費支払い困難になってから6ヵ月ではないため、申請して認められた時期が収入減少後5ヵ月を経過していた場合は、減免期間が1ヵ月しかなくなります。医療の必要性や医療費支払い困難な時期と、収入減少の時期が同時とは限らないので、これでは使えないと指摘。

〈質問〉保険料の完納を要件にしているが、国と道は滞納者を除外しないように言っているはず。

●保険制度のあり方から完納を前提にしている。区長が特に認める場合は対象とできる項目がある。

※【問題点】区長の判断と言うが、実際には申請した場合に窓口の担当者がまず判断するのであって、要綱に「完納」と書いてあれば、申請者の納付チェックをして未納者は窓口で断られる、と参加者の多くから指摘がありました。窓口職員のマニュアルに未納者にも区長判断のことが徹底されているのか、大いに疑問となりました。

札幌社保協と道生連では、今後大幅な改善を要求していくことにしています。



東区社保協「地域包括ケア」を学ぶ

7/26東区社保協の16回定期総会が開催され、加入団体から20人が参加。総会に先立って、小内 浩北海道勤医協専務から「地域包括ケアと社会保障について」の記念講演があり、医療・介護の改悪の方向と、私たちがめざすべき「地域包括ケア」について詳しく紹介されました。

総会では総括と今年度の方針案、佐々木豊代表委員などの役員体制を確認しました。